

平成30年度 直売所生産者向け農業用ビニールハウス設置助成の実施について

1. 目的

将来の地域農業における中核的な担い手および多様な担い手を育成・支援し、もって地域農業基盤の振興・発展および地域活性化につなげることを目的とする。

2. 助成対象期間

平成30年4月1日から平成31年2月28日までとする。

3. 助成実施主体

全国共済農業協同組合連合会「JA共済 地域・農業活性化促進助成金交付要項」

4. 事業内容

(1) 直売所生産者向け農業用ビニールハウス設置費用助成事業

事業対象者	次のすべての要件を満たす者とする。 ■ 助成対象期間において就農（新規就農する者を含む）し直売所向け農業生産者であること ■ 助成申請時点で管内において営農を継続しており、今後も継続する見込みであること ■ 当組合において、農業用ビニールハウスを購入し、意欲的に直売所向け農産物の出荷をおこなう生産者
助成内容	上記事業対象者に対し、農業用ビニールハウス設置にかかる費用の一部について、基金を通じて助成を行う。
助成対象期間	助成金交付については、4月1日から翌年2月28日までを1年度として計算し、毎年度事業対象者からの申請を受けて助成金を交付する。
助成金額	1事業対象者あたり設置費用50%または10万円のいずれか低い額とする。なお、行政による助成の交付を受けた場合においては、交付後の金額を本件の助成対象費用とする。また、1事業対象者あたりの申請は1回までとする。
助成対象費用	事業対象者が助成対象期間中に支出するビニールハウス設置費用のうち、次に掲げるものを助成対象費用とする。 ■ 本体代金・本体設置工事・基礎工事・付属設備等諸費用

【助成申請書における添付書類】 ※1.2.3. はいずれかを添付、4. は該当者のみ

1. 鳥羽マルシェ 出荷者登録申込書（写）
2. インショップ 加入申込書（写）
3. HATAKE 会員登録申込書（写）
3. ビニールハウス設置にかかる見積書（写）
4. 行政による助成交付確認書（写）

5. 助成枠

本件の助成枠が残り少なく助成枠を超過した場合、受けられないので留意する。